

<漁港区域>

○水産業の健全な発展及び水産物の安定供給のため、漁港及び漁場の整備に関する法律の規定に基づき、漁業の根拠地となる水域、陸域及び施設の総合体として指定された区域

- ・久栗坂漁港（漁港区域）
昭和27年10月6日指定
（農林省告示第492号）

<海岸保全区域>

○海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するための海岸保全施設の設置や管理を行うため、海岸法の規定に基づき、保護すべき海岸として指定された区域

- ・久栗坂漁港海岸（海岸保全区域）
昭和39年9月17日指定
（青森県告示第846号）

